

Client Alert

16 June 2025

シンガポール：知的財産権の出願を加速させる 新特許・商標プログラムを開始

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



山頭 めぐみ
アソシエイト
03 6271 9538
Megumi.Santo@bakermckenzie.com

2025年5月20日、シンガポール知財庁（IPOS）は、出願人が特許出願および商標出願についてより迅速なオフィスアクションを受けられるよう、「SG Patents Fast」および「SG Trade Marks Fast」という2つの新しい加速プログラムを正式に開始した。

特許出願の場合、出願人は、選択した加速ペースに応じて、出願から4か月または8か月以内に最初のオフィスアクションを受けることができる。商標登録出願の場合、IPOSに直接出願し（マドプロ出願では利用できない）、出願時に早期審査の請求をした場合、出願人は出願日から3～6週間以内に最初の審査報告書（または出願が異議申立のために公開された旨の通知）を受け取ることができる。

これらのプログラムは、簡素化された適格基準、タイムラインの明確化、新しい料金体系を導入している（早期審査を利用するためには、出願料とは別に、早期審査のための料金をIPOSに支払う必要がある）。

参考：<https://www.ipos.gov.sg/news/news-collection/circular--new-patents-and-trade-marks-acceleration-programmes>